

実質化された人・農地プラン

〔田所・野地・温見野・奥鍋・中鍋・中江・岩下・分寺〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	温見谷地区	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	109.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	56.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24.6 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

温見谷地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。地区の担い手が少なく、今後高齢化が進み小規模農家が農業をリタイアする時に耕作放棄地になることが懸念される。
耕作放棄地を増やさないためにも、水路の改修や鳥獣被害防止柵の設置等の基盤整備を行い、新規の担い手を増やしていくことが課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

各行政区の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人に集積・集約化している。
 今後は、各行政区の農地は人・農地プランに記載されている各行政区内の規模拡大の意向のある中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積・集約していく。耕作不能となる土地、認定農業者等の中心経営体がない行政区は、地区内の他の行政区の中心経営体に集積・集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	水稲	1.30 ha	水稲	5.00 ha	
認農	B	水稲	0.64 ha	水稲	2.64 ha	
認農	C	水稲	2.70 ha	水稲	5.70 ha	
認農	D	水稲	1.76 ha	水稲	1.76 ha	
認農	E	水稲、WCS	2.00 ha	水稲、WCS	5.00 ha	
認農	F	水稲、飼料作物等	5.20 ha	水稲、飼料作物等	12.00 ha	
認農	G	水稲	0.40 ha	水稲	3.40 ha	
認農	H	水稲	0.60 ha	水稲	0.60 ha	
認農	I	水稲	0.70 ha	水稲	0.70 ha	
	J	水稲、飼料作物等	2.40 ha	水稲、飼料作物等	6.00 ha	
	K	水稲、WCS	3.30 ha	水稲、WCS	2.80 ha	
	L	水稲、WCS	2.50 ha	水稲、WCS	2.50 ha	
	M	水稲、野菜	2.00 ha	水稲、野菜	2.00 ha	
	N	水稲、果樹等	2.00 ha	水稲、果樹等	2.00 ha	
	O	水稲	1.50 ha	水稲	1.50 ha	
	P	水稲	1.40 ha	水稲	1.40 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	16人		30.40 ha		55.00 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果により、現状では農地の貸付け等の意向は1筆把握している。今後も、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、各地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行い、温見谷地区の区長会等で情報共有を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

中山間地域等直接支払の活用

令和2年度から令和6年度まで第5期対策に取り組んでおり、第6期に向けても集落で検討を行い、農地の維持・管理を集落全体で取り組んでいく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣による農作物の被害が増加していることから、担い手間で情報共有を図りながら、電気柵や侵入防止柵の設置等の有害鳥獣対策の構築に向けて検討する。